



自転車の危険運転への罰則を強化

道路交通法が改正され、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。重大事故を防ぐため、交通ルールを守りましょう。

運転中のながらスマホ

- スマートフォンなどを手に持って、自転車に乗りながら通話する・画面をじっと見る。

→ 6か月以下の懲役または10万円以下の罰金

→ 【交通の危険を起こした場合】

1年以下の懲役または30万円以下の罰金

酒気帯び運転やほう助

- 自転車の酒気帯び運転、自転車の提供。

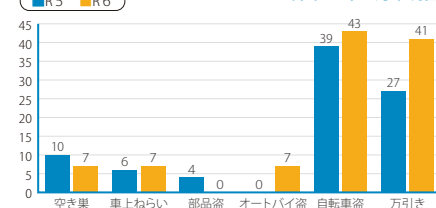
→ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

- 酒類の提供・同乗

→ 2年以下の懲役または30万円以下の罰金



小郡警察署管内の犯罪・交通事故の発生状況
(令和6年9月末現在)



刑法犯発生件数 225件(-3件)

交通事故(人身事故)発生状況	
発生件数	129件(-41件)
死者数	1人(±0人)
負傷者数	169人(-39人)

()は、
昨年同月比
を示す

こちら119

久留米広域消防本部 三井消防署
☎72-5101 ☎72-5948

毎月9日は
防火の日

蛍光ランプの交換で重大事故発生!?

蛍光ランプをLEDランプに交換するときに「形が同じだから大丈夫」「ピッタリ取り付けられたから適合している」と簡単に考えていませんか。それは誤りです。発煙や発火、ランプの落下など危険な事故が起こるかもしれません。



照明器具をLEDに変更する場合は、まるごと交換しましょう

点灯方式などの専門的な知識が必要になるため、新しくLED照明への変更を検討している場合は、自分で判断せず、販売店やメーカーに確認してください。

一般照明用蛍光ランプの製造・輸出入は、2027年までに廃止されます。

消費生活相談室

小郡市消費生活相談室 ☎27-5188

窓口開設日 毎週月～金曜日
9時～12時、13時～16時

SNS広告による定期購入トラブルに注意!

事例

SNSを見ていると化粧クリームの動画広告が流れてきた。「購入回数の縛りなし」「特別割引クーポン利用で1980円」と書いてあったので、格安で1回だけお試しできると思い、商品を購入した。ところが同じ商品が再度届き、事業者に「2回目は頼んでいない。返品したい」と伝えたが「特別割引クーポンを使っているため定期購入で注文している。初回で解約する場合は通常価格との差額を支払うように」と言われた。



消費者へのアドバイス

- 特別割引クーポン利用で、定期購入に変更になることがあります。通信販売の返品・解約は、原則的に事業者の利用規約に従うことになります。
- ネット通販では注文する前に「最終確認画面」で定期購入が条件になっていないか、支払総額がいくらになるか、解約の方法、返品特約、解約条件などよく確認することが重要です。
- 「最終確認画面」はスクリーンショットで保存しましょう。

困ったときは、すぐ相談!